

経済財政諮問会議による政策形成プロセスの変化

2006.4.25

政策研究大学院大学 大田弘子

1、 経済財政諮問会議とは

(1)橋本行革の柱だった官邸機能の強化

- ・ 内閣の重要政策に関する「基本的な方針」について、総理の発議権を明記（改正内閣法）
- ・ 予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項について、調査審議する場として、内閣府に経済財政諮問会議を設置（内閣府設置法）
- ・ 内閣官房の強化（企画立案機能の付与）、内閣府の新設

(2)経済財政諮問会議について（末尾参照）

2、 諮問会議による政策形成の変化

(1)経済財政分野の政策方針の明確化

- ・ 内閣の基本方針を6月にとりまとめる（“骨太方針”）
- ・ 骨太方針を受け、翌年度の予算編成に向けての議論を行う
- ・ 中期の経済財政計画として「改革と展望」をとりまとめる
 - 1月： その年の課題の提示、「改革と展望」
 - 6月： 内閣の基本方針としての「骨太方針」
 - 7月末： 予算の全体像（概算要求基準の提示前）
 - 11月末： 予算編成の基本方針

(2)政策形成プロセスの透明化……諮問会議という「舞台」での見える議論

- ・ 担当官庁—与党、の閉鎖的な政策形成システムが崩れる
- ・ 政府部内の意見の違いや問題点がオープンに
- ・ 骨太方針等は未完成段階から提示し、途中過程を見せる
- ・ 3日後に詳細な議事要旨

(3)政策決定のスピードアップ

- ・ 民間議員ペーパーが改革を牽引（議論の土俵を設定）
- ・ 数値目標、改革工程の重視
- ・ 総理指示
- ・ 成果重視型の会議運営

3、個々の政策における動き（例）

(1)年金制度改革（諮問会議内では意見一致。厚労省と対立の図式）

- ・ 負担水準が焦点に
将来の保険料上限：厚労省 20%、民間議員 16～18%、財務省 15%
給付重視か、負担重視か
- ・ 政府部内の意見の違いが大き過ぎるため、内閣官房に「検討の場」の設置
官房副長官補、事務次官、民間議員（本間議員）
実務者会合：厚労省モデルで試算を統一
- ・ 厚労省案が政府案にならず
- ・ 与党協議会で「所得代替率 50%」を先決。政府・与党協は機能せず
- ・ 結果： 18.30%

(2)三位一体改革（諮問会議内で意見対立。きわめて政治的な課題）

- 2002 骨太に“三位一体”改革の言葉が登場。15年度予算での芽出し
- 2003 5月に諮問会議の下に「検討の場」の設置
骨太に補助金削減金額（平成 18年度までに 4兆円）等
11月に総理指示（1兆円）
- 2004 税源移譲 3兆円（5/25 全国市議会議長会での総理発言）
骨太「18年度までの改革の全体像を秋に明らかにする」
知事会で補助金削減案のとりまとめ
全体像：義務教は暫定措置。生活保護、施設費は翌年結論
- 2005 義務教（中教審）、生活保護、施設費の議論
- ・ 諮問会議は枠組みづくり。補助金削減案は内閣官房による調整
 - ・ 交付税の議論が抜ける
 - ・ 19年度以降の取り組みをどうするか

☆十分に実現できなかった課題の例

- マクロ経済と予算の整合性
- 対外経済政策
- 世代間不公平の改善
- 包括的な税制改革

4、諮問会議の評価と今後の課題

(1)諮問会議を動かしてきた仕掛け

- ①総理のリーダーシップ
- ②民間議員ペーパーによる牽引

③成果重視型の議事運営

(2)党との関係

- ・ 内閣と与党のねじれ、自民党の事前承認制
- ・ 本来の官邸主導・内閣主導のもとでの諮問会議
- ・ マニフェストの役割

=====

経済財政諮問会議について

1. 性格

経済財政政策に関し、有識者の意見を十分に反映させつつ、内閣総理大臣のリーダーシップを十全に発揮することを目的として、内閣府に設置される合議制機関

2. 構成員

- 1、人数を、議長（内閣総理大臣）および10名の議員、計11名以内に限定
- 2、内閣官房長官、経済財政担当大臣（置かれた場合）以外の議員は法定せず
- 3、民間有識者の人数を、議員数の4割以上確保することを法定
- 4、上記「議員」の他に、議案を限って、他の国務大臣を、「臨時議員」として会議に参加させることができる

<現在のメンバー>

総理、官房長官、総務大臣、財務大臣、経産大臣、経済財政政策担当大臣、日銀総裁
有識者（牛尾治朗、奥田碩、本間正明、吉川洋）

3. 所掌事務

- 1、内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議
- 2、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、全国総合開発計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議
- 3、上記(1)(2)について、内閣総理大臣等に意見を述べること